

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。  
 ※ 記入には、黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用してください。

奨学金減額返還願 / 奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学金の返還につき、以下のとおり願ひ出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー（個人番号）を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

記入日 (西暦) 年 月 日

<input type="checkbox"/> 全ての奨学生番号について希望する ※必ず奨学生番号を記入してください	奨学生番号		
<input type="checkbox"/> 右欄に記入の奨学生番号について希望する	奨学生番号		
フリガナ 本人氏名	印 ※必ず押印してください	生年月日 (西暦)	年 月 日生
本人住所	〒		
電話番号 (自宅)	— —	(携帯)	— —
勤務先 勤務先名	勤務先電話番号		— —
外国居住の場合の日本国内連絡先住所	連絡先氏名		
	連絡先電話番号		— —

【申請内容・期間について】「できるだけ早い時期」に✓がある場合は、審査時の次回返還期日を減額返還又は猶予の開始月とします。  
 ※減額返還の欄と猶予の欄の両方に記入された場合は、審査できません。

奨学金 **減額返還** を希望する

審査の時点で延滞している場合には適用されません。  
 ・ 第一種奨学金「所得連動返還方式」(平成29年度以降採用) 選択者は、減額返還を申請することはできません。

希望減額期間及び減額返還方法

いずれかの口に✓をつけてください  
 できるだけ早い時期 (又は前回承認された減額返還期間終了翌月)  
 (西暦) 年 月

いずれかの口に✓をつけてください。①、②の両方に✓することはできません。  
 ①通常割賦金額の1/2の金額で、以下に✓した期間返還する。(注)  
 2か月  4か月  6か月  8か月  10か月  12か月  
 ②通常割賦金額の1/3の金額で、以下に✓した期間返還する。(注)  
 3か月  6か月  9か月  12か月

(注) 減額返還を希望する月数の口に✓をつけてください。✓がないと12か月として取り扱います。また、複数に✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。

奨学金返還期限 **猶予** を希望する

希望猶予期間

いずれかの口に✓をつけてください  
 できるだけ早い時期  
 (西暦) 年 月 ~

いずれかの口に✓をつけてください (口に✓がない場合、両方に✓がある場合は、12か月として取り扱います)  
 12か月  
 (西暦) 年 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください)

申告 第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(裏面※1参照)に該当する方は、以下のどちらかの口に✓してください。(未記入の場合は審査できません。)  
 私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となって  いる  いない

【願出の事由】 ・ 口に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。  
 ・ 【事情】と【今後の返還見通し】を記入してください。未記入の場合は審査できません。

事由  傷病  生活保護受給中  入学準備中  失業中  経済困難  その他 ( )

※第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、「経済困難」及び「その他(新卒等)」による事由のみ適用されます。他の事由は通常の返還期限猶予となります。  
 ※減額返還を希望する場合は、「生活保護受給中」「入学準備中」以外の事由で申請してください。

保険証申告欄 証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の口に✓してください。  
 私の健康保険証は  国民健康保険ではない ※国民健康保険でない場合、マイナンバーの提出により健康保険証のコピーの提出が不要となります。

【事情】 返還困難な事情を収入と支出の状況(金額、使途など)とともに、わかりやすく具体的に記入してください。

【今後の返還見通し】 減額返還期間又は猶予期間終了後の返還の見通しを記入してください。

※減額返還希望の方、及び猶予希望で年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

【マイナンバーの提出について】 マイナンバーを提出できない場合は、その旨を下の欄に記入してください。  
 例：現在海外にいるため提出できない。マイナンバーカードが盗難に遭ったため届け出ている。等

※マイナンバーを提出されない場合、証明書の添付は省略できませんので別途ご用意ください。既に提出されている場合、再度の提出や下の欄への記入は不要です。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。 15-07\_20190401

※適用希望月の前々月末までに願ひ出てください。

いずれかの口に✓をつけてください  
 記入がない場合、両方に✓がある場合は、審査できません

## ②裏面

表面の「※1」、「※2」の説明です。ご確認ください。

- ※1 「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24～28年度採用者)の対象となっている方は、貸与を開始する際に交付された奨学生証にその旨記載されていますので、ご確認ください。
- ※2 地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族とは、地方税法(昭和25年法律第226号)第292条第1項第7号に規定する控除対象配偶者及び同項第8号に規定する扶養親族をいいます。これらに該当する方については、本機構が定める条件を満たしている場合に限って、「猶予年限特例」又は「所得連動返還型無利子奨学金」による猶予が適用されます。

以下のことについて、ご了承ください。

- 承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となり、振替口座への請求、払込取扱票発送、本人又は連帯保証人・保証人への請求行為も停止できません。
- 審査の結果、承認する場合には、減額返還については適用期間とその返還明細を、返還期限猶予については適用期間を通知します。  
なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方及び振替口座の名義人(減額返還で本人・連帯保証人と異なる場合のみ)に送付します。
- 提出書類等に虚偽があることが認められたときは、承認された減額返還・返還期限猶予は取り消されます。
- マイナンバーの提出により省略できる証明書類については事由により異なります。証明書一覧で確認してください。

## 年間収入(税込)が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、必ず確認してください。

★奨学生本人の年間収入が300万円(税込)(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える場合は、以下の控除項目に該当し、控除後の年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)以下になることを確認して、減額返還・返還期限猶予を願ひください。願出にあたってはホームページに別途掲載の「控除計算表」も提出してください。なお、控除項目1～6は「控除計算表」に記載の証明書も必要です。

※追加の書類の提出を依頼する場合があります。

※審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

控除項目	内容
1 奨学生本人の被扶養者にかかる控除	①証明書で被扶養者がいることを確認できる場合に控除 ②1人につき38万円控除
2 奨学生本人の被扶養者でない、親への援助	①親を奨学生の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。 ②年間38万円上限(父と母が別居の場合で各々に援助している場合は、1世帯につき年間38万円上限(合計76万円)までの実費を控除 ③父・母が生活保護を受給している場合は認められません。
3 奨学生本人の被扶養者でない、他の親族への援助(2親等以内で配偶者・子を除く)	①「2.親への援助」に加えて援助が必要な場合のみ(対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、「1.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。) ②兄弟姉妹の場合は、学生に限ります。 ③年間38万円上限までの実費を控除 ④援助の受領者が生活保護を受給している場合は認められません。
4 奨学生本人にかかる医療費	①奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
5 奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助	①奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
6 (「災害」事由に限る)住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費	①奨学生本人が罹災し、住宅取得経費・自宅修理費、車・家財購入経費等、災害にかかる支出がある場合 ②奨学生本人名義、または支払い者が奨学生本人の領収証、ローン明細書等により証明される年間支出額を控除
7 減額返還を願ひ出の場合の控除	減額返還を願ひ出の場合のみ、一律25万円控除

## 同意事項・注意事項 ※減額返還を希望する方は、必ず確認してください。

奨学金 **減額返還** を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、減額返還願を提出してください。

- 月賦以外の返還方法(年賦、半年賦、月賦・半年賦併用)で返還している方は、減額返還の承認に伴い、月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も月賦返還が継続します。月賦の返還方法による割賦金は、減額返還承認通知で確認してください。
- 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消とし、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金を加えた額を返還いただくことになります。

### 〔注意事項〕

- ※減額返還は、割賦金額を減額して、返還期間を延長するものです。返還予定総額が減額されるものではありません。
- ※審査の時点で延滞している場合には適用されません。(延滞を解消することにより翌月以降審査が可能となります。)
- ※口座振替(リレー口座)加入者のみ利用可能です。未加入の方は、事前に金融機関で手続きを済ませて、「口座振替(リレー口座)加入申込書【窓口用】」の「預・貯金者控」(金融機関確認印があるもの)のコピーを同封してください。
- ※「個人情報情報の取扱いに関する同意書」が提出されていることが必要です。(給付奨学金は提出不要)  
未提出の方は、「個人情報情報の取扱いに関する同意書」の内容を確認し、記入・押印の上、同封してください。  
(奨学生番号ごとに提出が必要です。但し、過去に一度提出して減額返還を承認されていて、減額返還の願ひ出が2回目以降となる奨学生番号については、提出不要です。)  
3か月以上延滞した場合は、個人情報情報機関に延滞者として登録され、返還完了まで情報が更新されます。  
また、返還完了後も5年間は情報が登録されています。

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。  
 ※ 記入には、黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用してください。

奨学金減額返還願 / 奨学金返還期限猶予願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学金の返還につき、以下のとおり願ひ出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー(個人番号)を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

記入日 (西暦) 2021年 / 月 X 日

<input type="checkbox"/> 全ての奨学生番号について希望する ※必ず奨学生番号を記入してください	奨学生番号 6XX06XXXXXX	記入日 (西暦) 2021年 / 月 X 日
<input checked="" type="checkbox"/> 右欄に記入の奨学生番号について希望する		
フリガナ 本人氏名 トウダイ イチロウ 東大 一郎	印 ※必ず押印してください	生年月日 (西暦) XXXX年 X 月 X 日生
本人住所 〒113-XXXX 東京都文京区□□ X-X-0		
電話番号 (自宅) 03 - XXXX - 0000 (携帯) 080 - XXXX - 0000		
勤務先 勤務先名 (株) XX 勤務先電話番号 - -		
外国居住の場合の日本国内連絡先住所 連絡先氏名 連絡先電話番号 - -		

【申請内容・期間について】「できるだけ早い時期」に✓がある場合は、審査時の次回返還期日を減額返還又は猶予の開始月とします。  
 ※減額返還の欄と猶予の欄の両方に記入された場合は、審査できません。

<input type="checkbox"/> 奨学金 減額返還 を希望する	審査の時点で延滞している場合には適用されません。 ・第一種奨学金「所得連動返還方式」(平成29年度以降採用)選択者は、減額返還を申請することはできません。
希望減額期間及び減額返還方法	できるだけ早い時期 (又は前回承認された減額返還期間終了翌月) ~ ①通常割賦金額の1/2の金額で、以下に✓した期間返還する。(注) □2か月 □4か月 □6か月 □8か月 □10か月 □12か月 (西暦) 年 月 ②通常割賦金額の1/3の金額で、以下に✓した期間返還する。(注) □3か月 □6か月 □9か月 □12か月 (注)減額返還を希望する月数の□に✓をつけてください。✓がないと12か月として取り扱います。また、複数に✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。

<input checked="" type="checkbox"/> 奨学金返還期限 猶予 を希望する	
希望猶予期間	できるだけ早い時期 ~ 12か月 (西暦) 2020年 10月 ~ (西暦) 年 月 まで (※12か月以内の期間を記入してください)
申告	第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)(裏面※1参照)に該当する方は、以下のどちらかの□に✓してください。(未記入の場合は審査できません。) 私は、地方税法に定める控除対象の配偶者又は扶養親族(裏面※2参照)となって <input type="checkbox"/> いる <input type="checkbox"/> いない

【願出の事由】・□に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。マイナンバーの提出により省略できる証明書の添付は不要です。  
 ・【事情】と【今後の返還見通し】を記入してください。未記入の場合は審査できません。

事由	<input type="checkbox"/> 傷病 <input type="checkbox"/> 生活保護受給中 <input type="checkbox"/> 入学準備中 <input type="checkbox"/> 失業中 <input type="checkbox"/> 経済困難 <input checked="" type="checkbox"/> その他 ( ) ※第一種奨学金のうち「猶予年限特例」(平成29年度以降採用者)又は「所得連動返還型無利子奨学金」(平成24~28年度採用者)に該当する方は、「経済困難」及び「その他(新卒等)」による事由のみ適用されます。他の事由は通常の返還期限猶予となります。 ※減額返還を希望する場合は、「生活保護受給中」「入学準備中」以外の事由で申請してください。
保険証申告欄	証明書一覧に「健康保険証(国民健康保険は不可)の被扶養者欄のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下の□に✓してください。 私の健康保険証は <input type="checkbox"/> 国民健康保険ではない ※国民健康保険でない場合、マイナンバーの提出により健康保険証のコピーの提出が不要となります。

【事情】 返還困難な事情を収入と支出の状況(金額、用途など)とともに、わかりやすく具体的に記入してください。

優れた業績免除申請中

【今後の返還見通し】減額返還期間又は猶予期間終了後の返還の見通しを記入してください。

※減額返還希望の方、及び猶予希望で年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

【マイナンバーの提出について】マイナンバーを提出できない場合は、その旨を下の欄に記入してください。

例: 現在海外にいるため提出できない。マイナンバーカードが盗難に遭ったため届出している。等

※マイナンバーを提出されない場合、証明書の添付は省略できませんので別途ご用意ください。既に提出されている場合、再度の提出や下の欄への記入は不要です。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。

※適用希望月の前々月末までに願ひ出てください。